

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本メルマガでは、電気保安に関する情報等を不定期で発信していきます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

現在、電力安全課では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、

原則として、対面での受付・相談を行わないこととしております。

申請・届出を行う場合は、電子申請システム「保安ネット」又は郵送により提出されますよう、

御協力をお願いいたします。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報
3. お知らせ

1. トピックス

■冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について【再掲】

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220916-1.html

■冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について【再掲】

近年、積雪による太陽電池設備の架台の倒壊や、冬季雷を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散したり、風車が焼失したりする事故が発生しました。また、需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために、不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

同様の事故の再発を防止するためには、冬季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて修理等を実施し、電気設備の保安管理について徹底することが重要となることから、別添のとおり電気管理技術者及び電気保安法人に対して要請するものです。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220916-2.html

■小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等について特設サイトが公開されました【再掲】

小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）にかかる届出制度等について特設サイトが公開されましたのでご案内いたします。

令和5年3月（予定）から小規模事業用電気工作物にかかる以下の制度が開始となります。

①技術基準適合維持義務 ②基礎情報の届出 ③使用前自己確認の届出

また、新制度に関する講習会を全国各地で約30回にわたり開催します。

開催日時・会場についても随時更新しておりますので、

是非こちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

■「電気事業法施行規則」等の一部改正について【新規】

令和4年11月30日付けで「電気事業法施行令の一部を改正する政令」「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」、関連する告示等の改正を行いました。

本改正は、一定の地域内における災害時等の活用、電力系統に対する調整力の提供等を目的に、事業者が蓄電用の電気工作物を単体で設置するような運用が本格化する事を見込み、当該設置形態を蓄電所と定義することとし、適切な保安規制を講ずるものです。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/11/20221130.html

■水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関する電気事業法施行規則等の一部改正について【新規】

令和4年12月14日付で、「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」「主要電気工作物を構成する設備を定める告示」が公布されました。また、経済産業省産業保安グループ電力安全課は同日付けで、「発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程」を公布しました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-1.html

■高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気事業法施行規則等の改正について【新規】

令和4年12月14日付けで「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令」、「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示」が公布されました。

本改正は、本年6月に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴って、小規模事業用電気工作物や登録適合性確認機関等に関する規定を定めるものです。なお、施行日は令和5年3月20日となります。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-2.html

2. 新着情報

■電気事故＜事業用（自家用）電気工作物＞

◇速報＜１０～１１月受理分＞（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和４年１１月中に「１」件発生しました。

《原因調査中》

- ・太陽電池発電所が連系している配電線で事故が発生したため解列した。その後、当該発電所を一般送配電事業者と連絡することなく並列したところ、約５分後に停電となった。

【破損事故】

令和４年１０月中に「２」件、１１月中に「３」件発生しています。

- ・５件全て太陽電池発電所の逆変換装置に係る破損事故です。

※当部管内で発生した事故は、四半期毎にとりまとめて一覧形式で公表しています。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jiko/jirei/jirei.htm>

3. お知らせ

■審議会・研究会

◇産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（第１２回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/012.html

◇産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（第１７回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/017.html

◇2022 年度 環境審査顧問会 風力部会（第8回～第14回）

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

■メルマガバックナンバー

これまでに発信したメルマガのバックナンバーはこちら。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga/index.htm>

[illegible]

※本メールは、送信専用のアドレスで配信されています。

このメールに返信されても、返信内容の確認及び御返答ができません。

※本メルマガの配信先の変更・追加・削除等ございましたら、次のURLから登録してください。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/merumaga.htm>

発行：中国四国産業保安監督部 電力安全課

中国四国産業保安監督部HP

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>